

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	植物防疫課
部署の業務内容	病害虫の防除及び輸出入に係る植物の検疫に関すること（農林水産省組織令第50条）

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	業務の内容に応じてパブリックコメントやリスクコミュニケーションあるいは説明会などを開催している。また、電話対応・接客等において、丁寧・誠実・親切的な対応を心がけている。 リスクコミュニケーションや説明会後にアンケートを行う等により、説明がわかりやすかったかどうかの評価を受け、改善に努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	外部から批判を受けた事例はない。 苦情等を受けた際の対応は以下の通り。 ①組織内で速やかに報告・相談を行うこと ②事実関係を分析し、対処方針案を作成すること ③対処方針について組織内で理解すること ④対処方針を確実に行うこと 当該ルールについては、事案の対応状況、情報評価課が作成するマニュアル等を踏まえて適宜充実、見直しを行うこととしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	説明会、リスクコミュニケーション等の開催やパブリック・コメント募集を実施して、その結果を施策に反映している。 また、リスクコミュニケーション等の実施後にアンケートを行い、説明がわかりやすかったかどうかの評価を受けるよう努めており、調査結果を踏まえて改善に努めることとしている。 また、省令、告示等、植物検疫に関する重大な規制の変更に当たっては、パブリックコメント、植物防疫法に基づく公聴会を開催し、広く国民から意見を聴取することとしている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	特定の団体向け補助金は平成18年度をもって廃止した。 植物防疫の目的を考えれば、効率的に病害虫を駆除、管理することが必要であるが、消費者から見れば、検疫、防除に使用する農薬等の環境・健康リスクへの関心も高い。 また、輸入禁止植物の条件付解禁等については、海外からの農産物輸入が増加することから、国内生産者は反対し、輸入業者は歓迎するという傾向にある。 このため、リスクコミュニケーション、パブリックコメント等により、広く国民の意見を聞くことに努めている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・病虫害防除における農薬の適正な使用 ・輸入植物検疫に伴う処分（消毒を行う場合の消毒剤の適正使用）
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	BSE発生後、報告、連絡、相談（課内会議の開催、業務の進捗状況の確認強化、文書の受領や決裁の見直し）、海外からの情報や国際基準に関する対応の徹底を行った。 この業務の見直しについては定期的な検証は行っていないが、月単位で懸案事項の一覧を作成し、毎週課内でチェックしている。 植物検疫は我が国の農業生産の安全及び助長を図るために科学的な根拠に基づき実施しており、その背景には国民の健康を守るという意識がある。 また、病虫害防除や植物検疫に関する業務の実施に当たり、食品衛生法、農薬取締法、労働安全衛生法の規定を遵守し、国民の健康への悪影響の発生を未然に防止することを徹底している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	－	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	当課の業務全般について、食の安全に関連すると認識している。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務へ			